

Web申請マニュアル

株式会社愛知建築センター

I はじめに

1) 概要

Web申請とは、申請書や設計図書を、ご使用のパソコンからインターネットを利用して電子データで“建築確認事前審査申請（事前相談）”やフラット35、設計住宅性能評価等の申請（以下「web申請等」という）をいただくものです。24時間365日いつでも申請が可能です。

また、建築確認本申請については、プリントアウトした申請書により窓口にて申請していただきます。

2) 用語の定義

① NICE WEB申請システム（以下、「NICEシステム」という。）センターが運用する建築確認申請の申請書作成及びデータ送信のための申請ソフト

② NICE Web申請 建築確認申請情報をNICEシステムのWeb上で直接入力することにより申請書を作成、併せて設計図書等のPDFデータを添付し、インターネットを利用してデータ送信することによりweb申請等をしていただくものです。

③ 利用者登録 NICEシステムの利用に必要な利用者ID及びパスワードの発行のために、NICEシステムを利用して氏名、メールアドレス等の登録をしていただくことをいいます。

④ 利用者 NICEシステムを利用してweb申請等を行う個人及び法人等をいいます。

⑤ 利用者ID 利用者を特定するため、利用者登録時にセンターが付与する一意の符号をいいます。

⑥ パスワード 利用者を特定する際のセキュリティを目的として、利用者が指定し、管理する符号をいいます。

⑦ 電子ファイル NICEシステムを利用して添付する書類（電子データ）をいいます。

⑧ 入力情報 NICEシステムに入力した物件情報をいいます。

3) 対象の建築物等

対象建築物等

- ・法第6条第1項第4号及び第3号に掲げる建築物（建築基準法第68条の11第1項による型式部材等製造者認証を受けたものに限る）
- ・令第146条に掲げる建築設備
- ・令第138条に掲げる工作物

※ A2以上の紙により印刷しなければ内容を確認できない物件を除く

4) 対象業務

- ・ 建築確認事前審査
- ・ 評価等業務

- ① フラット35 適合証明のうち、住宅金融支援機構監修仕様書を利用しないもの
- ② 長期優良住宅技術的審査
- ③ 低炭素建築物技術的審査

- ④ 設計住宅性能評価
- ⑤ 住宅性能証明
- ⑥ 新築対象住宅性能証明
- ⑦ BELS 評価

5) パソコンの環境等

センターのNICEシステムをご利用いただくためには、パソコン等の環境が以下のとおりの必要があります。

① 推奨するブラウザ※ブラウザ：インターネットを利用するためのソフトウェア

- ・ Internet Explorer 9/10/11
- ・ Google Chrome

※Google Chrome でご利用になる場合は、ClickOnce for Google Chrome プラグインのインストールが必要です

② 推奨するOS※OS（オペレーティングシステム）：システム全体を管理するソフトウェア

- ・ Windows 7/10

③ 通信回線

- ・ 通信回線はSSL回線を使用し、情報セキュリティの確保に努めています。

II ご利用方法

1) 利用者の登録

「NICEシステム」の利用者登録をしていただきます。

※1：メールアドレス1件につき、1 ID・1パスワードを付与

※2：第3者の方を“パートナー登録”していただくことにより、第3者の方もその物件を閲覧することができます。

2) 建築確認事前申請

① 事前申請 NICEシステムによる事前申請は、確認申請書の情報を直接Web上に入力後申請書作成、それ以外の設計申請図書等の電子ファイルをNICEシステムにアップロードしていただきます。詳細な申請方法等につきましては、別途「NICEWeb申請システム操作マニュアル」をご覧ください。

※添付可能なデータのファイル形式：PDF形式のみとします。

② 審査・審査完了 質疑・補正事項が発生した時はNICEシステム上にてやり取りします。また、審査の進捗状況を確認することもできます。

質疑等の補正が完了しましたら、最終の申請データ（電子データ）のファイルをクローズし、NICEシステムにて審査完了と共に本申請の提出依頼をさせていただきます。

3) 建築確認本申請

申請受付 NICEシステムにて事前申請審査済みの最終電子データを必要部数印刷し押印いただいた上で、申請者からの委任状を付けて確認申請書（本申請書）をセンター窓口にお持ちください。

4) 評価業務申請

① NICEシステムによる申請は、本人の署名又は記名押印された申請書等及び設計申請図書等の電子ファイルをNICEシステムにアップロードしていただきます。詳細な申請方法等につきましては、別途「NICEWeb申請システム操作マニュアル」をご覧ください。

※添付可能なデータのファイル形式：pdfのみとします。

② 審査・審査完了 質疑・補正事項が発生した時はNICEシステム上にてやり取りします。また、審査の進捗状況を確認することもできます。

質疑等の補正が完了しましたら、最終の申請データ（電子データ）のファイルをクローズし、申請図書に審査印を追加しNICEシステムに登録いたします。

③ 登録された図書をご確認いただき、副本分をご利用者様にて出力、評価書、適合証等の受領をお願いいたします。

◆オプションサービスのご案内◆【有料】

事前申請審査済みの最終電子データをセンターがプリントアウトするサービスです。

申請者の押印の必要な申請書類（申請書第1面、委任状、工事届、敷地調査報告書）を持参いただき、電子データをプリントアウトいたしますので、設計図書に設計者印を押印し、本申請できます。